

内部監査の実施状況について

(平成31年3月1日現在)

東京労働局

監査対象 官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
総務部 外5部 中央労働基準監督署 外17署 飯田橋公共職業安定所 外16所 計41所属	平成30年6月14日 から7月13日にか けて実施 (前期監査)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計経理事務に関する事項 ・ 旅費及びICカードに関する事項 ・ 物品管理に関する事項 ・ 超過勤務に関する事項 ・ その他 	<p>「物品管理」関係では、物品管理簿への登記漏れ、物品標示票の貼付漏れ等が一部の所属で確認された。</p> <p>「旅費及びICカード」関係では、業務命令外出伺の提出漏れや記載内容の誤りがあった。いずれも基本的な事務処理の不備に起因するものが大半を占めていた。</p>	<p>各所属の不適切な事務処理に対しては、個別に指導事項として通知し、適切に訂正処理するよう指示した。</p> <p>また、全所属に対し、複数の所属に共通して見られた主な指導事項をまとめたものを通知し、今後同様の誤りが発生しないよう注意喚起を行い、日常における適正な事務処理の実施及び確認の再徹底を図るよう指示した。</p>
総務部 外5部 中央労働基準監督署 外17署 飯田橋公共職業安定所 外16所 計41所属	平成30年11月2日 から12月3日にか けて実施 (後期監査)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計経理事務に関する事項 ・ 旅費及びICカードに関する事項 ・ 物品管理に関する事項 ・ 超過勤務に関する事項 ・ その他 	<p>「物品管理」関係では、前期監査に比べて指導件数は大幅に減ったものの、物品の供用処理誤りなど、管理換後の管理が徹底されていない所属も一部見られた。</p> <p>「旅費及びICカード」関係では、出張者本人不在日の日付で業務命令外出伺の提出や、業務命令外出伺の提出漏れがあった。</p> <p>「超過勤務手当」の支給に関して、超過勤務時間に整合性がない事案があり、回収を行った。</p>	<p>「物品管理」関係において、不適正な処理を行った事案は早急に是正するよう指示し、適正に物品管理を行うよう指示した。</p> <p>「旅費及びICカード」関係については、出張(外出)の流れを正確に理解し、担当者だけでなく全職員に基本動作を確実に実施させるよう指示を行った。特に前期監査と同様の誤りが見られた所属に対しては、是正措置だけでなく、発生原因の究明・再発防止策についても報告を受け確認を行った。</p> <p>「超過勤務手当」に係る誤支給については、速やかに追給・回収処理を行い、今後は関係書類の点検作業を複数名での確認を徹底するよう指導を行った。</p>
局会計課	平成30年12月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部監査調書による各項目 	適正であった。	引き続き、適正な事務処理を徹底する。